

プロポーザル告知

下記の事業について、公募型プロポーザルに付すので、次のとおり告知する。

令和2年7月10日

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
理事長 柏 由紀夫

記

1 プロポーザルに付する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業名 | 丹南精明園建替整備にかかる基本設計・実施設計及び監理業務委託 |
| (2) 事業内容 | 基本設計、実施設計、監理業務、関係団体との会議等への同席・資料作成・運営支援及び関係部署への説明資料作成、その他関係法令手続き等 |
| (3) 履行期間 | ①設計業務：契約の締結日から令和3年10月31日まで
②監理業務：契約の締結日から令和5年10月31日まで |
| (4) 最低制限価格 | 無 |
| (5) 契約方式 | 公募型プロポーザル方式 |
| (6) 契約締結予定日 | 令和2年9月頃 |
| (7) 委託費用限度額 | 53,000,000円以内とする。（消費税込み） |

2 応募方法

単独企業による。

3 プロポーザル参加資格

- 兵庫県内に本支店等を有する業者であって、兵庫県測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、かつ兵庫県入札参加停止措置を受けていない者。
- 法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族(6親等以内の血族、配属者又は3親等以内の姻族)が役員に就いている業者など、法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有する設計業者でない者。
- 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立て、及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者。
- 過去に、社会福祉施設等設計に伴う不正行為又はこれらに類する行為等に関与しておらず入札参加業者として適当であると認められる者。
- 暴力団員が経営する業者又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる業者でない者。
- 過去10年間に、次に掲げる同種の業務及び類似の業務をそれぞれ1件以上元請けとして履行した実績を有する者。
 - 同種業務:障害者施設(障害者支援施設又は共同生活援助で延床面積600㎡以上)に関する新築工事の設計業務
 - 類似業務:社会福祉施設(延床面積3,000㎡以上)に関する新築工事の設計業務
- 正常な入札執行を妨げる等の行為を行うおそれが無く及び行わない者。

4 管理技術者の要件

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士であること。
 - (2) 自らの組織に所属している者であること。
 - (3) 当法人職員と十分に協議の上、相互に協力し、業務を遂行できる者であること。
 - (4) 日本国内において、過去10年間に、社会福祉施設(延べ床面積2,000㎡以上)に関する新築工事の設計業務を元請けとして履行した実績を有している者であること。
 - (5) 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した管理技術者を配置すること。
- ※ 病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該管理技術者を変更することは認めない。

5 スケジュール

手続等	期間・期日	場所・方法
(1)提出資料の様式等の交付	令和2年 7月 10日 (金) から 令和2年 7月 28日 (火) まで	公告等関連資料については、ホームページからダウンロードすること。(https://www.hwc.or.jp/)
(2)参加受付	令和2年 7月 10日 (金) から 令和2年 7月 28日 (火) まで	持参又は郵送(郵送の場合は期間内必着)
(3)参加通知	令和2年 7月 31日 (金) 予定	
(4)質問書の受付	令和2年 7月 14日 (火) から 令和2年 7月 17日 (金) まで	電子メールにて受付 E-mail:seibi@hwc.or.jp
(5)質問に対する回答	令和2年 7月 21日 (火)	電子メールにて回答
(6)企画提案書等の提出	令和2年 7月 31日 (金) から 令和2年 8月 31日 (月) まで	必要部数: 15部(正本1部、副本14部)
(7)ヒアリング実施予定日	令和2年 9月 9日 (水) 予定 10:00~ (注1)	場所: 兵庫県社会福祉事業団事務局第2会議室 兵庫県神戸市西区曙町1070番地
(8)結果の公表	業者決定後速やかに行う	

※受付時間については、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時までとする。

(注1)ヒアリング実施日時については、変更となる場合がある。

6 手続き等

提出にかかる詳細については、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団ホームページに掲載する「丹南精明園建替整備にかかる基本設計・実施設計及び監理業務受託候補者選定実施要領」によるものとする。

7 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、債務の不履行により生じる損失をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 契約者の決定方法

- (1) 提出書類の内容を別紙選定基準に基づき、選定委員会で審査のうえ、受託候補者を決定し、契約締結に向けた協議を行うこととする。
- (2) 第1位受託候補者との交渉が不調の場合は、次順位の受託候補者と順次契約の交渉を行うこととする。
- (3) 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

9 その他

- (1) 参加申込書等に虚偽の記載をした場合においては、それが判明した時点で資格の停止及び決定した場合でも契約を締結しない。
- (2) 受託者は、参加申込書等の確認書類として提出した配置予定の技術者を本業務に配置すること。
- (3) 応募者多数の場合は、実績等に基づき書類審査を行う場合がある。

10 担当課

神戸市西区曙町1070

兵庫県社会福祉事業団事務局 財務課

TEL (078)929-5677

FAX (078)929-5688

URL <https://www.hwc.or.jp/>